

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
高齢者福祉施設等物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 高齢者介護・福 祉サービス事業 所等を運営する 法人	訪問系事業所 ・ 訪問介護 ・ 訪問リハビリテーション	令和5年4月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 〈区分A〉 単 価：1施設あたり50,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回 以上の施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が 10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 〈区分B〉 単 価：1施設あたり42,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 〈区分C〉 単 価：1施設あたり35,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり20回 以下の施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が 10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けてい る場合は、1事業所として扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別 ※有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併 設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。（入所系サービスに含まれる）	保健課

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
高齢者福祉施設等物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 高齢者介護・福 祉サービス事業 所等を運営する 法人	訪問系事業所 ・ 訪問介護 ・ 訪問リハビリテーション	・ 一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※障がい者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系サービスの区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。	保健課
		通所系事業所 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 地域密着型通所介護	・ 1施設あたり50,000円 ・ 定員1人あたり2,000円を加算 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は1事業所として取り扱う。 ※サテライト事業所は、介護サービス事業所として指定を受けている場合に限り、個別に申請可能。 ※有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は、併給不可。（入所系サービスに含まれる） ・ 一体的に運営されている場合とは、入所系サービスと居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）が同一敷地内又は近接地にあり、居宅サービス（居宅系の地域密着型サービス）の利用者の半数以上が同一法人又はグループ法人の運営する入所系サービスの利用者である場合をいう。	
		居宅介護支援事業所	・ 1施設あたり35,000円 ※他のサービスと一体的に運営されている場合は併給可能。	

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
高齢者福祉施設等物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 高齢者介護・福 祉サービス事業 所等を運営する 法人	多機能型施設 ・小規模多機能型居宅介護 施設	・1施設あたり150,000円 ※同一サービス種別において介護サービスと介護予防サービスの両方で指定を受けている場合は、1事業所として取り扱う。 ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、経費老人ホーム、養護老人ホームに併設され、一体的に運営されている場合は併給可能。（入所系サービスに含まれる）	福祉課
		入所・居住系施設 ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 ・介護老人保健施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居 者生活介護 ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け 住宅 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	・1施設あたり175,000円 ・定員等1人あたり10,000円を加算 ※サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当する施設に限る。 ※空床利用型の短期入所生活介護又は短期入所療養介護は対象外。空床利用型ではなく、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に併設されている場合は、短期入所単体では補助対象としない。両サービスの定員を合算し、本体施設として申請すること。 ※従来型とユニット型の同一入所施設が同じ又は近接している場合は単一の施設とし、入所定員は合算すること。	
		※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。		

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
障がい児福祉施設物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 障害福祉サービ ス事業所等を運 営する法人	訪問系施設 ・ 保育所等訪問支援 ・ 障害児相談支援	・ 1施設あたり35,000円 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含 む）	福祉課
		通所系事業所 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス	・ 1施設あたり27,000円 ・ 定員1人あたり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含む）	
	※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。			
障がい者福祉施設物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 障害福祉サービ ス事業所等を運 営する法人	訪問系事業所 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	令和5年4月のサービス提供実績に基づく以下の区分に応じた額 〈区分A〉 単 価：1施設あたり50,000円 該当施設：以下のいずれかに該当する施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が1日あたり41回 以上の施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が 10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり10回以上の施設 〈区分B〉 単 価：1施設あたり42,000円 該当施設：区分A、区分Cのいずれにも該当しない施設 〈区分C〉 単 価：1施設あたり35,000円 該当施設：以下の両方に該当する施設	福祉課

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
障がい者福祉施設物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 障害福祉サービ ス事業所等を運 営する法人	訪問系事業所 ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護	・ 令和5年4月のサービス提供実績におけるサービス提供回数が20回以下の施設 ・ 令和5年4月のサービス提供実績のうち、事業所から利用者宅間の片道路程が10km以上の利用者へのサービス提供回数が1日あたり5回以下の施設 ※訪問系事業所の区分において複数の訪問系サービスを提供する施設の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ支給申請を行うことができる。ただし、事務室区画がサービスごとに分離している場合のみ、それぞれのサービスで支給申請を行うことができる。 ※高齢者福祉施設等物価高騰対策支援事業の訪問系事業所の区分において応援金を受給する場合、本事業での受給はできない。	福祉課
		・ 計画相談支援	・ 1施設あたり35,000円 ※複数のサービスを提供する事業の場合、いずれか一つのサービス種別においてのみ、支給申請を行うことができる。	
		・ 生活介護	・ 1施設あたり70,000円 ・ 定員1人あたり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含む）	
		短期入所施設 ・ 短期入所	・ 1施設あたり27,000円 ・ 定員数と令和5年4月の実利用者数のうち、少ない人数1人あたり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含む）	

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 事業区分	2 支給対象者	3 施設区分・提供する サービス種別等の区分	4 支給単価	5 申請書類 提出先
障がい者福祉施設物 価高騰対策支援事業	町内に所在する 障害福祉サービ ス事業所等を運 営する法人	就労系事業所 ・ 就労継続支援（B型）	・ 1施設あたり27,000円 ・ 定員1人あたり2,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含む）	福祉課
		・ 共同生活援助	・ 1施設あたり50,000円 ・ 定員1人あたり3,000円を加算 ※他のサービスと一体的に運営している場合は併給可能。（多機能型施設を含む）	
		※各施設の定員については、令和5年6月1日現在における指定状況による。		
	こども食堂・DV被害 者等支援施設	町内に所在する 保育施設等を運 営する事業者	こども食堂 ただし、市町村から運営費 の補助を受けて運営してい る施設を除く。	・ 1施設あたり33,000円
DV被害者等支援施設			・ 1施設あたり18,000円	